

住宅用省エネルギー設備設置費補助金 よくあるご質問  
全体

No	分類	問い合わせ内容	回答
1	申請時期	この補助金は事前申請ですか、それとも事後申請ですか。	工事後のご申請となっております。
2	申請時期	工事前や工事中に事前予約はできますか。	事前予約はできません。予算がなくなり次第終了となるため、お早めのご申請をお願いいたします。
3	申請時期	申請可能なのは設置をした年のみですか。	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、V2H充放電設備につきましては、納車又は設置した年度の3月10日までご申請が可能となっております（3月10日以降3月31日までの期間に納車の車両及び設置の充電設備については対象外となります）。 その他設備につきましては、設置した翌日から2年以内までご申請が可能となっております。
4	補助対象の考え方	住宅に太陽光が設置してあり、蓄電池、電気自動車、V2H充放電設備を設置した場合にはどの補助金を受けられますか。	蓄電池、電気自動車、V2H充放電設備の3種類の補助金を受けることができます。
5	申請方法	メールや郵送等でも申請はできますか。	ご署名又は記名押印がされた申請書原本が必要なため、メールでのご提出はできませんが郵送でのご提出は可能です。
6	申請書類	申請書はどこでもらえますか。	成田市役所本庁5階環境計画課の窓口でお渡しできます。また、ホームページにも様式を載せておりますのでご利用ください。
7	申請書類	申請書の金額を書く欄には何を書けばよいですか。	2段に分かれている上段には設備の購入費と工事費の税抜き金額をご記入ください。下段のカッコ内には、国の補助金を受けた場合のみ、国からの補助金額をご記入ください。
8	申請書類	申請書には押印はいらないのですか。	申請書に直接ご署名いただければ押印は必要ありません。ホームページにある様式を編集し、パソコン等により記名を行った場合には押印が必要となります。 また、訂正を行う際は押印の場合には同じ印鑑で、直接ご署名いただいた場合には訂正印ではなく訂正署名(フルネーム)が必要となりますのでお間違えの無いようお願いいたします。
9	対象経費	補助対象外となる経費はあるのですか。	設備の購入費やその設備を設置するために必要な経費を補助対象経費としております。補助金申請代行費や諸経費などは対象経費に含むことができませんのでご注意ください。
10	契約書類	契約書ではなく注文書でもよいですか。	注文書に契約書として扱う等の記載がない場合には注文書と請書の両方が必要となります。
11	領収関係書類	領収書が発行されていないのですがどうすればよいですか。	可能な場合には領収書の発行をお願いいたします。もし不可能な場合には、市ホームページに領収証明書見本として様式を載せておりますので、業者の方に編集していただきご提出をお願いいたします。
12	領収関係書類	通帳の写しや振込明細でも大丈夫ですか。	通帳の写しや振込明細ではお受けできません。
13	領収関係書類	新築工事で領収書の値段が総額になるのですが大丈夫ですか。	但し書きの部分に対象設備の金額を記入して発行をお願いいたします。不可能な場合には、領収内訳書の作成をお願いいたします。
14	承諾書類	ホームページにある設置承諾書や申請承諾書は必ず提出しなければいけませんか。	工事請負契約書が連名での契約の場合には、設置承諾書が必要です。領収書が連名の場合には、申請承諾書が必要です。連名でない場合にはご提出は必要ありません。
15	対象機器	エコキュートやエコジョーズは補助対象ですか。	補助対象外となります。

## 各設備について

No	設備	問い合わせ内容	回答
1	太陽光	申請書に太陽光の金額を書く欄がないのですが。	太陽光に関しましては、対象経費ではなく最大出力をご記入願います。
2	太陽光	保証書がないのですがどうすればよいですか。	保証書がない場合には、出荷証明書や出力対比表などでも申請は可能になっております。ただし、太陽光パネルだけでなくパワーコンディショナーも記載のあるものが必要です。
3	太陽光	補助金の上限額はいくらですか。	最大出力×2万円で上限額9万円です。
4	蓄電池	蓄電池は新築対象外ですか。	新築住宅、既存住宅どちらも補助対象となっておりますが、太陽光発電がご自宅に設置されていることが条件となっております。
5	蓄電池	太陽光の併設は同時に導入しなければ補助対象外ですか。	太陽光の併設は申請時に設置が済んでいれば大丈夫ですので、必ずしも一緒にご設置いただく必要はございません。以前から太陽光を設置済みのご自宅に蓄電池を設置いただいても対象となります。
6	断熱窓	断熱化工事した居室に、すでに断熱化した窓がある場合には、どうすればよいですか。	すでに断熱化した窓については、書類等により断熱窓であることが確認できれば補助対象となります。 ※すでに断熱化してある窓については、補助対象経費に含むことはできません。
7	断熱窓	平面図や立面図がないのですが手書き等で作成したものでよいですか。	平面図、立面図については「一の居室の外気に接するすべての窓を断熱窓に改修していること」を確認する書類となっております。手書きで作成されたものでも上記条件が確認できればお受けできますが、壁やドアなどを省いたものや簡易すぎるものについては職員が内容を確認させていただく場合や再度ご作成いただく場合がございますのでご了承ください。
8	断熱窓	小窓や天窓、欄間についてある窓についても改修する必要がありますか。	換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドアに付属する窓及びガラス等を除いて、基本的には全て改修してください。 ただし、スタンドガラスやガラスブロック、業者が改修不可とした小窓等は、改修の必要はありません。
9	断熱窓	断熱窓の仕様がわかる書類は性能証明書でも構いませんか。	性能証明書をご提出の場合、国等の交付決定書類（決定通知書又は確定通知書）との同時提出が必要となります。（性能証明書のみでの提出は不可となります。） また、市が補助対象としている（一社）環境共創イニシアチブまたは（公財）北海道環境財団により、補助対象機器として登録されていることが確認できない場合には、対象機器であることを明確にしたもの（ホームページの写し等）の提出が必要となります。 補助対象については、補助対象設備の確認方法をご覧ください。

No	設備	問い合わせ内容	回答
10	蓄電池 電気自動車等 V2H充放電設備	併設要件となる太陽光発電の契約者は補助金申請者でなければいけませんか。	併設要件となる太陽光発電の契約者は、補助金申請者と同一でなくても構いませんが、太陽光の設置を確認する書類にて当該住宅に設置されていることが確認できる必要があります。
11	電気自動車等	自動車検査証に住所や使用者が載ってないのですがどうすればよいですか。	自動車検査証記録事項の写しをご提出ください。
12	電気自動車等	充電設備の確認書類とは具体的に何がありますか。	充電設備の保証書または充電設備の設置されている場所の写真と設置された充電設備の型式が読み取れるように撮影されたカラー写真のご提出をお願いしています。
13	電気自動車等	残価設定型ローンやすべてローンで支払うため、領収書がないがどうすればよいですか。	ローン契約書（クレジット契約書）の写しのご提出をお願いします。また、頭金等で現金でのお支払いがある場合には現金でのお支払い部分の領収書のご提出をお願いいたします。 ※ローン申し込み書（クレジット申込書）ではお受けできません。
14	電気自動車等	現在太陽光のみ設置が済んでいて、電気自動車の補助金を受けた後、V2Hの設置が済んだ場合補助金額の差額5万円はもらえますか。	申請時点でご自宅に設置済みの設備を見させていただくため、申請後に設置を行ったとしても差額の交付はできません。
15	蓄電池 電気自動車等 V2H充放電設備	住宅に太陽光が載っている写真が写せないのですがどうすればよいですか。	お電話にてご相談ください。
16	国の補助金を受けている設備	国からの確定通知が届かないのですが、どうすればよいですか。	エネファーム、電気自動車等、蓄電池及び断熱窓の補助金のうち補助金額が固定の場合については国から発行される決定通知書または、審査中であることがわかる書類と国等の補助金額が分かる書類の御提出をお願いいたします。 蓄電池及び断熱窓の補助金のうち補助金額が割合で計算されるもの、V2H充放電設備の場合はできる限り国の確定通知が届くのをお待ちください。（申請期限に間に合わなそうな場合にはお電話にてご相談ください。）